

ボランティア活動届に関する Q and A

(学生・教員共通)

Q1: ボランティア活動届は、学生の自主的なボランティア活動を制限することにはならないでしょうか。

A1: 今回導入するボランティア活動届は、学生の自主的な判断に基づくボランティア活動に対し、大学がボランティア活動における学生の安全確保と動向把握を目的として導入したものであり、学生のボランティア活動を制限しようとする意図はありません。一方、被災地では今なお深刻な状況が続いていることを考慮すれば、学生の安全確保のためには大学が事前に学生の行動を把握し、必要に応じて適切に助言・指導することは重要だと考えます。そのために、ボランティア活動届の事前提出を学生に求めています。

Q2: ボランティア活動の対象となるボランティア団体や活動期間が推奨されているのは、何故でしょうか。学生が自由に活動団体や期間を決めることは許されないのでしょうか。

A2: ボランティアは活動を行う個人の自由意志と自己責任に基づくものであることが原則ですが、一方で、学生の安全確保の観点からは、大学は学生に適切な助言・指導をすることが求められていると考えます。そのために、大学として推奨されるボランティア団体や活動期間を示していますが、あくまで最終的に判断するのはボランティア活動を行いたいと考える学生です。推奨期間を超えてボランティア活動を行ったり、ボランティア活動届を事前提出せずにボランティア活動に従事したとしても、大学がそれを理由に学生を処罰したりするものではありません。

Q3: なぜ、学生はボランティア活動届を出さなければいけないのでしょうか。

A3: 学生が個人で活動する場合も、広島市立大学の学生としての身分はあるわけですから、大学は学生の安全確保や動向把握をする必要があると考えます。また、学生からの事前の届け出が大学に出されることを前提に学生教育研究災害障害保険（略称：学研災）が適用になることになっており、活動届を大学に事前に提出することは学生にとっても実質的なメリットがあります。なお、東日本大震災に伴うボランティア活動届の制度は本学独自の制度ではなく、同様の活動届を制度化している大学は国内に多数あり、一般的な制度です。

Q4: 今回の活動届は東日本大震災を対象としていますが、一般のボランティア活動に対する扱いはどうなるのでしょうか。

A4: 一般のボランティア活動には多様な形態があり、一般のボランティア活動について、ボランティア活動届の対象とどうかは学内でさらに議論する必要があると考えますので、今回は対象を東日本大震災に限るものとしました。

Q5: ボランティア活動のために授業を欠席した場合、特別な扱いがされるのでしょうか。

A5: 本学では公欠（講義を欠席しても大学がやむをえない事情と認めて欠席としない扱い）の制度がないこともあり、ボランティア活動のために授業を欠席した学生

に対し、大学として特別の扱いはいたしません。ただし、このことは講義の担当者がボランティア活動を理由として講義を欠席した学生に対して特別の配慮をすることを妨げるものではありません。

(教員関連)

Q6: なぜ、ボランティア活動届に教員の確認が必要なのでしょう。

A6: 今回、新たに導入した届出制度は文部科学省からの通知「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」(平成23年4月1日付、各国公私立大学長宛)に対応するものです。

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304540.htm

この通知の中で、文部科学省は全国の大学に

1. ボランティア活動のための修学上の配慮
2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

を求めています。後者については、各大学は学生に対して「適切な指導」に努めることとされており、安全確保の前提としてボランティア活動届の制度を導入しました。また、学生の安全確保と情報提供を有効に機能させるためには、活動届を単に事務的に受け付けるだけでは不十分であり、学生を日頃から指導している教員による活動届の確認は極めて重要であると考えました。

なお、ボランティア活動届の提出にあたって教員の助言・指導あるいは確認を求めることについては、他大学と比較して本学の学生および教員に過度の負担を課すものではないと考えます。実際、本学と同様に、活動届の提出にあたって指導教員による確認(あるいは承認)と押印(あるいは署名)を制度化している大学は全国に多数あり、今回の制度導入にあたってインターネットで調査した範囲においても、広島大学、東京大学、東京工業大学、東京農工大学、お茶の水大学、静岡大学、福井大学、三重大学、岡山大学、鹿児島大学、長岡技術科学大学、兵庫教育大学、滋賀医科大学、札幌医科大学、秋田県立大学

などの大学で同様の書式による届出制度が実施されています。これらの大学では、指導教員がボランティア活動の許可・承認あるいは確認のための署名もしくは押印を行うこととされています。また、活動届の書式には指導教員の署名(あるいは押印)欄はありませんが、活動届の提出前に指導教員による指導を受けることを学生に求める大学としては

大阪大学、埼玉大学、名古屋市立大学

などがあります。その他、学生のボランティア活動の申請に対して学部長や学科長が許可する大学、ボランティアセンターなどの教員が許可する大学、クラブ等のグループ参加の場合、顧問教員が許可する大学などがあり、学生のボランティア活動の届出においてまったく教員が関与しない大学は、少なくとも学生のボランティア活動において大学に事前の届出を義務づけている国公立大学の中では少数です。全国の国公立大学において、学生のボランティア活動に対する取扱いは以上のような状況ですので、本学の制度が他大学と比較して特に教員に過度の負担を求めているものとは考えられず、上記の文部科学省からの通知を考慮すれば、指導教員等による確認は妥当だと考えます。ただし、学生のボランティア活動は学生の自己責任において実施されることが前提であることは言うまでもありません。

文責 副学長(教育・研究担当) 若林 真一